

# 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

## 1 川西町地域包括支援センターの概要

### (1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」といいます。）を提供します。
運営の方針	<p>① 利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。</p> <p>② 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。</p> <p>③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防・日常生活支援総合サービス事業者に不当に偏ることないように公正中立に行います。</p> <p>④ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように説明を行います。</p> <p>⑤ 指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。</p>

### (2) 所在地及びサービス提供地域

事業所名称	川西町地域包括支援センター
事業所所在地	奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1 電話番号：0745-42-1180 FAX番号：0745-44-4780
介護保険指定事業所番号	2901800033
サービス提供地域	川西町内

### (3) 営業時間

営業日	月曜日から金曜日　ただし、土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

#### (4) 職員体制及び職務内容

管理者（兼務）	1 名	職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
担当職員	保健師	1 名以上
	主任介護支援専門員	1 名以上
	社会福祉士	1 名以上
	介護支援専門員等	1 名以上
		介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたります。

## 2 サービスの概要

### (1) 介護予防サービス・支援計画書の作成

介護保険要支援認定において「要支援1」又は「要支援2」と認定された方、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる方に、下記の手順で介護予防・サービス支援計画書を作成します。

- ① 利用のお申し込みを受理します。
- ② センターの重要事項説明書を説明しご了承のうえ、契約を締結します。
- ③ 担当職員が利用者の居宅を訪問し、利用者及びご家族に面接し、生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びご家族の意欲及び意向を踏まえ、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ④ 地域の指定介護予防サービス事業者等が行っているサービス内容等の情報を、適正に利用者又はご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ⑤ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防・サービス支援計画書の原案を作成します。  
利用者は、担当職員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めるとことや介護予防・サービス支援計画書の原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ⑥ サービス担当者会議等を開催し、介護予防・サービス支援計画書の内容について、利用者や家族、サービス事業者と話し合ったうえで、必要があるときは修正・変更を加え、計画を最終的に決定します。決定した計画書に利用者から同意を得て交付します。
- ⑦ その他、介護予防・サービス支援計画書作成に関する必要な支援を行います。

### (2) 経過観察・再評価

- ① 介護予防・サービス支援計画書の作成後、介護予防・サービス支援計画書の目標に沿ってサービスが行われるよう、介護予防の観点から利用者の状況に応じてサービスが提供されるように、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

- ② 実施状況の把握にあたっては、少なくとも3か月に1回、利用者宅への訪問による面接に行います。ただし、訪問しない月においては、通所サービス等の利用時での訪問、利用者への電話、指定介護予防サービス事業者等への聴取等の方法により、把握に努めます。また、1か月に1回はその結果を記録に残します。
- ③ 利用者の状態について、定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて介護予防の支援、要介護認定区分変更の申請の支援等必要な対応をいたします。

### (3) 給付管理

介護予防・サービス支援計画書作成後、その内容に基づき、毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

### (4) 相談及び説明

介護保険制度及び介護予防等に関し幅広くご相談に応じます。

### (5) 医療機関との連携及び主治医への連絡

介護予防・サービス支援計画書の作成時又は変更時及びサービス利用時において必要なときは、利用者の同意を得たうえで、関係する医療機関や主治医と連絡をとり、連携を図ります。利用者が医療系サービスを利用する場合は、主治医へ介護予防・サービス支援計画書を交付します。

### (6) 介護予防・サービス支援計画書の変更

利用者が介護予防・サービス支援計画書の変更を希望されるとき、又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断したときは、利用者の意思を尊重し、合意のうえ、介護予防サービス等の変更を行います。

### (7) 要介護認定等に係る申請の援助

- ① 利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。
- ② 利用者の要介護認定等の有効期間満了の30日前には、更新申請に必要な協力を行います。

## 3 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。また、その場合に備えて、センターの連絡先及び担当職員の氏名を記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

## 4 業務の委託

- (1) 利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する介護予防支援等業務の一部を指定居宅介護支援事業者へ委託することができます。
- (2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができます。

## 5 利用料

- (1) 介護予防支援等に要した費用の額は、厚生労働大臣が定める基準又は川西町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱（平成29年告示第12号）の規定によるものとします。
- (2) 介護予防支援等に要した費用について、介護保険法の法定代理受領規定により、センターが介護保険から直接給付を受領する場合は、利用者の自己負担はありません。
- (3) 利用者の介護保険料の滞納等により介護保険の適用に制限がかかり、センターが費用を法定代理受領できない場合は、利用者が介護予防支援等に要した費用の全額をセンターに一旦支払うものとします。この場合、センターは当該介護予防支援等に要した費用等を記載した指定介護予防支援等提供証明書を利用者に交付します。

## 6 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、直ちに保険者及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、主治医及び指定居宅サービス事業者等と連携し、必要な措置を講じます。

## 7 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する会議の定期的開催及び会議結果の職員への周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 虐待防止のための職員に対する定期的な研修を実施しています。
- (4) 前3号を適切に実施するための担当者を設置しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

## 8 業務継続計画の策定等について

感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

## 9 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。

- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のため指針の整備をしています。
- (3) センターにおける職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 10 相談窓口、苦情対応

<b>【センターの窓口】</b> 川西町地域包括支援センター	所在地 磯城郡川西町大字結崎28番地の1 電話番号 0745-42-1180 FAX番号 0745-44-4780 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
<b>【市町村の窓口】</b> 川西町長寿介護課	所在地 磯城郡川西町大字結崎28番地の1 電話番号 0745-44-2635 (直通) FAX番号 0745-44-4780 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
<b>【公的団体の窓口】</b> 奈良県国民健康保険団体連合会	所在地 橿原市大久保町302番地の1 電話番号 0744-29-8311 (代表) 0120-21-6899 (フリーダイヤル) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

## 11 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者 川西町地域包括支援センター

説明者 氏名

上記内容の説明を地域包括支援センターから確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 氏名

代理人 氏名

(続柄： )